

(改正後)

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱	高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱
第 1 条～第 4 条 第 1 項 (略)	第 1 条～第 4 条 第 1 項 (略)
<u>削除</u> <u>2</u> 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。	<u>2 別表第 1 の「知事特認」とは、本事業の目的に資するもので、特別の扱いが必要であり、かつ事業の実施により地域の園芸振興に効果があると知事が特別に認める取組をいい、その事業の実施に当たっては、補助事業者は、事業実施主体と協議し、合意形成の上、申請の際に、特認事業協議書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。</u> <u>3</u> 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
第 5 条～第 6 条 (略)	第 5 条～第 6 条 (略)
(補助事業の着手) 第 7 条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、前条第 1 項の規定による補助金交付決定通知に基づき行うこと	(補助事業の着手) 第 7 条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、前条第 1 項の規定による補助金交付決定通知に基づき行うこと

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

とする。ただし、別表第2に定める事業区分(第5条第2号に示す場合を除く)について、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第3号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この届けを知事が受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

第8条 第1項 (1)(2)(略)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記第5号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 補助事業により取得した財産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過していないものは、別記第7号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 施工業者の選定に当たっては、原則として5者以上の競争見積又は指名競争入札若しくは一般競争入札を行うものとする。ただし、災害復旧のため特に急を要し、かつ5者以上の見積徴取が困難と認められる場合には、2者以上の見積によることができるものとする。

とする。ただし、別表第2に定める事業区分 追加

について、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第4号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この届けを知事が受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

第8条 第1項 (1)(2)(略)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記第6号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 補助事業により取得した財産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過していないものは、別記第8号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 施工業者の選定に当たっては、原則として5者以上の競争見積又は指名競争入札若しくは一般競争入札を行うものとする。ただし、災害復旧のため特に急を要し、かつ5者以上の見積徴取が困難と認められる場合には、2者以上の見積によることができるものとする。

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

なお、入札終了後は速やかにその結果を別記第 <u>8</u> 号様式により、知事に報告しなければならない。 (11) 略 (12) 園芸用ハウスを設置する農地の所有者と当該園芸用ハウスの受益者が異なる場合、事業実施主体は、<u>削除</u> 適切な措置を講じなければならない。 (13) (略) (14) (略) <u>削除</u> (補助事業の変更) 第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第 <u>9</u>-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を提出しなければならない。ただし、別表第2に定める事業区分については、別記第 <u>9</u>-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書に代えて、別記第 <u>9</u>-2 号様式による実施計画変更承認申請書及び別記第 <u>9</u>-3 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けることができる。なお、同表に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別	なお、入札終了後は速やかにその結果を別記第 <u>9</u> 号様式により、知事に報告しなければならない。 (11) 略 (12) 園芸用ハウスを設置する農地の所有者と当該園芸用ハウスの受益者が異なる場合、事業実施主体は、<u>利用権を設定する等</u>適切な措置を講じなければならない。 (13) (略) (14) (略) <u>(15) 補助金の交付を申請するものは、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知)に基づく活動に取り組むこと。</u> (補助事業の変更) 第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第 <u>10</u>-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を提出しなければならない。ただし、別表第2に定める事業区分については、別記第 <u>10</u>-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書に代えて、別記第 <u>10</u>-2 号様式による実施計画変更承認申請書及び別記第 <u>10</u>-3 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けることができる。なお、同表に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別
--	--

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

記第 <u>9</u>-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を知事に提出するものとする。 (1) ～ (4) (略) 2 変更交付決定前の着手については、別記第 <u>3</u> 号様式による補助金変更交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。 (補助事業の実績報告) 第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第 <u>10</u>-1 号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。 2 第 4 条第 <u>2</u> 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、第 4 条第 <u>2</u> 項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 第 4 条第 <u>2</u> 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 <u>11</u> 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。	記第 <u>10</u>-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を知事に提出するものとする。 (1) ～ (4) (略) 2 変更交付決定前の着手については、別記第 <u>4</u> 号様式による補助金変更交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。 (補助事業の実績報告) 第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第 <u>11</u>-1 号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。 2 第 4 条第 <u>3</u> 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、第 4 条第 <u>3</u> 項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 第 4 条第 <u>3</u> 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 <u>12</u> 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
---	--

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

(補助金の概算払) 第 11 条 補助事業者は、工事及び検査が完了したハウスについて補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 <u>12</u> 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。 (繰越承認申請) 第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第 <u>13</u>-1 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。 2 (略) 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 <u>14</u> 号様式による年度終了実績報告書を事業実施年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。 第 13 条 第 1 項 (略) 2 補助事業者は、事業実施主体が当該事業により設置したハウス等を賃貸契約により農業者に利用させる場合は、その利用契約について、事業実施主体が契約を締結した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに別記第 <u>15</u> 号様式により知事に提出しなければならない。 (利用状況の報告) 第 14 条 補助事業者は、当該事業により設置したハウス等の利用状況について、事業実施後 5 年間別記第 <u>16</u> 号様式により、毎年 4	(補助金の概算払) 第 11 条 補助事業者は、工事及び検査が完了したハウスについて補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 <u>13</u> 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。 (繰越承認申請) 第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第 <u>14</u>-1 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。 2 (略) 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 <u>15</u> 号様式による年度終了実績報告書を事業実施年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。 第 13 条 第 1 項 (略) 2 補助事業者は、事業実施主体が当該事業により設置したハウス等を賃貸契約により農業者に利用させる場合は、その利用契約について、事業実施主体が契約を締結した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに別記第 <u>16</u> 号様式により知事に提出しなければならない。 (利用状況の報告) 第 14 条 補助事業者は、当該事業により設置したハウス等の利用状況について、事業実施後 5 年間別記第 <u>17</u> 号様式により、毎年 4
---	---

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

月 30 日までに各農業振興センターを通じて知事に報告しなければならない。 2 補助事業者は、当該事業の研修区分「研修のみ」により設置したハウスの利用状況について、ハウス本体の処分制限期間中別記第 <u>17</u> 号様式により、毎年 4 月 30 日までに各農業振興センターを通じて知事に報告しなければならない。 3 補助事業者は、当該事業により設置したハウス等の利用について変更があったときは、別記第 <u>18</u> 号様式により、知事に報告しなければならない。 4 (略) (災害の報告) 第 15 条 補助事業者は、当該事業により設置したハウス等が、処分制限期間内に災害を受けたときは、直ちに別記第 <u>19</u> 号様式により、知事に報告しなければならない。 第 16～19 条 (略) 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>9</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、第 10 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	月 30 日までに各農業振興センターを通じて知事に報告しなければならない。 2 補助事業者は、当該事業の研修区分「研修のみ」により設置したハウスの利用状況について、ハウス本体の処分制限期間中別記第 <u>18</u> 号様式により、毎年 4 月 30 日までに各農業振興センターを通じて知事に報告しなければならない。 3 補助事業者は、当該事業により設置したハウス等の利用について変更があったときは、別記第 <u>19</u> 号様式により、知事に報告しなければならない。 4 (略) (災害の報告) 第 15 条 補助事業者は、当該事業により設置したハウス等が、処分制限期間内に災害を受けたときは、直ちに別記第 <u>20</u> 号様式により、知事に報告しなければならない。 第 16～19 条 (略) 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条、第 10 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
---	---

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

(略) <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。</u>	(略) <u>(追加)</u>
---	-------------------------------

(改正後)

別表第1(第3条関係)

補助事業者	市町村				
事業区分	1 研修区分		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
	研修のみ	研修のれん分け			
事業実施主体	JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村		市町村又は農業協同組合		市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者			以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の園芸農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者（法人化して1年以内の経営体を含む） ・簿記記帳を行う農業者であること	以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（育苗・機械室等を除く）であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・関連施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・ 受益者及び対象農家が地域計画のうち目標地区に位置付けられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること ・ハウスの環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること）。				
	重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて 設置 すること（ 補助対象外 ） ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防漏堤を設置すること（補助対象外）				
	・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること ・産地の基幹品目又は市町村が振興する品目の研修を行うこと ・指導農業者が事業実施主体の農業者が確認していること ・独立自営を目指す者を受け入れることが見込まれていること ・その者が就農する際、当該ハウスのれん分けされること				
	法（法）化しようとする農業者（法人化して1年以内の経営体を含む）の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウスの等整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと				
	・既存ハウスを取り替える場合は、耐用年数を経過したハウスで、同等以上の機能を有する高度化であること。また、既存面積と同等以上のハウスの等整備であること 市町村単位で受益戸数が3戸以上であること ただし、産地の基幹品目又は市町村が振興する品目で市町村長が必要と認めるときは、この限りでない				
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体（主骨材、ベント、機、天窓など） ・附属施設（換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置、中長期展張フィルムなど） 削除 ・ 施工費（中ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費（いずれも整備面積分のみ）を含む）				
補助対象限度額	一般ハウス：1,100万円/10a 新設・高強度ハウス：1,400万円/10a 中古ハウス：550万円/10a				550万円/10a
	以下の附属設備を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする ・中長期展張フィルム：100万円/10a ・ 垂直対策設備：200万円/10a ・養液栽培設備：300万円/10a ・循環式殺菌処理装置：230万円/棟 削除				
補助対象事業費に対する補助率	新設：2分の1以内 中古：5分の2以内 削除	新設：5分の2以内 削除	3分の2以内 削除	3分の1以内 削除	4分の1以内 受益者が新規就農区分該当者の場合は、5分の2以内 削除
	市町村 削除	新設：3分の1以上 中古：3分の1以上 削除	3分の1以上 削除	4分の1以上 削除	4分の1以上 受益者が新規就農区分該当者の場合は、3分の1以上 削除
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする					

(改正前)

別表第1(第3条関係)

補助事業者	市町村				
事業区分	1 研修区分 研修のみ 研修のれん分け		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
事業実施主体	JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村		市町村又は農業協同組合		市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者			以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の園芸農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む) 簿記記帳を行なう農業者であること	以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・関連施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・ 農林水産省ガイドライン(準拠GAP(高知果園GAP)に取り組む) ・ハウスの環境を測定・制御する機器を導入すること(雨よけ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること)。 重油ボイラーで加熱する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて 整備 すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油壁を設置すること(補助対象外) 独立自立を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること 法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウスの等々の整備であること ・実績報告まで法人化が完了していること ・常時雇用者以上の増加を伴うこと 既存ハウスを敷き替える場合は、耐用年数を経過したハウスで、同等以上の機能を有する高度化であること、また、既存面積と同等以上のハウスの等々の整備であること 市町村単位で受益戸数が3戸以上であること かつ、産物の生産品目は市町村が振興する品目であり市町村長が必要と認めるときは、この限りでない				
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ベント、機、天窓など) ・附属施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置、中長期展張フィルムなど)、 養液流出防止装置付燃料タンク(附属設備、防油壁を含む) ・ 施工費(研修区分で中ハウスの活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む) ・ 解体費、運搬費、施工費(すべて整備面積分のみ)				
補助対象限度額	・新設ハウス:1,200万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・ 新設・高強度ハウス:1,100万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・ 新設・高強度ハウス:1,100万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・ 新設・高強度ハウス:1,100万円/10a	550万円/10a
補助対象事業費に対する補助率	以下の附属設備を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする ・中長期展張フィルム:100万円/10a ・ 垂直対策設備(垂直対策・水質バイオマスボイラー):300万円/10a ・養液栽培設備:300万円/10a ・循環式殺菌処理装置:230万円/棟 流出防止装置付燃料タンク:140万円/1a				
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内	新設:5分の2以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内 受益者が新規就農区分該当者の場合は、5分の2以内
	中古:5分の2以内				
	流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内				
	市町村 新設:3分の1以上(実務所) 中古:3分の1以上		3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上 受益者が新規就農区分該当者の場合は、3分の1以上 (6分の1以上)
流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上					
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする					

(改正後)

別表第2(第3条関係)

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	・被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること ・受益者及び対象農地が地域社会のうち目標地区に位置付けられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であること ・ハウスの内の環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く）。 ・「野菜」「果樹」花きの栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて設置すること（補助対象外）。 ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外） ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること	
補助対象経費	・ハウス本体（主骨材、ベツト、樋、天窓（駆動含む））（被災したハウスの面積を上限とする） ・附帯施設（換気設備（天窓・谷のソーラー及び自動減速機、側・裏面の巻き上げ装置など）、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など） ・（被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く） ・附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附帯施設）又は民間事業者が提供する保険（附帯施設）に加入していること ・ハウス本体が被災した場合のみ、被覆資材を補助対象とする（被災したハウスの面積を上限とする） ※補助対象経費の区分（ハウス本体、附帯施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる	
	施工費	解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積分のみ）
補助対象限度額	(1)ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする (2)附帯施設：復旧に要する経費（見積額） なお、上記（1）及び（2）の合計額は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とする (3)限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）	
	【基礎限度額】 ・一般ハウス：1,200万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,500万円/10a 以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。 【基礎限度額】 ・中長期炭炭フィルム：100万円/10a ・水道対策設備：200万円/10a ・養液栽培設備：300万円/10a ・循環式殺菌処理装置：230万円/棟	【基礎限度額】 ・中古ハウス：550万円/10a
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済金等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	限	5分の2以内 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内）
	市町村	4分の1以内
	5分の1以上 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上）	4分の1以上
	※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正前)

別表第2(第3条関係)

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	・被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと ・ハウスの内の環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く）。 ・「野菜」「果樹」花きの栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外） ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること	
補助対象経費	・ハウス本体（主骨材、ベツト、樋、天窓（駆動含む））（被災したハウスの面積を上限とする） ・附帯施設（換気設備（天窓・谷のソーラー及び自動減速機、側・裏面の巻き上げ装置など）、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など） ・重油流出防止装置付燃料タンク（附帯設備、貯油堤を含む）（被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く） ・附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附帯施設）又は民間事業者が提供する保険（附帯施設）に加入していること ・ハウス本体が被災した場合のみ、被覆資材を補助対象とする（被災したハウスの面積を上限とする） ※補助対象経費の区分（ハウス本体、附帯施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる	
	施工費	解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積分のみ）
補助対象限度額	(1)ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする (2)附帯施設：復旧に要する経費（見積額） なお、上記（1）及び（2）の合計額は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とする (3)限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）	
	【基礎限度額】 ・一般ハウス：900万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a 以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。 【基礎限度額】 ・中長期炭炭フィルム：100万円/10a ・重油代替暖房機（ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー）：300万円/10a ・養液栽培設備：300万円/10a ・循環式殺菌処理装置：230万円/棟	【基礎限度額】 ・中古ハウス：550万円/10a
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済金等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	限	5分の2以内 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内）
	市町村	4分の1以内
	5分の1以上 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上）	4分の1以上
	※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正後)

別記

高知県園芸用ハウス整備事業採択基準

第1 基本方針

農業振興センター・市町村・農業協同組合等で構成する地域事業推進協議会は、事業実施計画・経営計画についての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第2 採択基準

1 審査方法

- ・農業振興センター所長は、地域事業推進協議会で確認された実施計画等を踏まえ、以下の基準により評価を行い、別に定める期日までに県に提出する。
- ・県は、提出された評価表を参考に、事業採択委員会にて採択の可否を決定する。

2 評価基準（報告評価表様式）

- | | |
|---|---------|
| (1) 研修区分 | ①～④、⑥⑦⑪ |
| (2) 新規就農区分（流動化区分を含む） | ⑤～⑬ |
| (3) 新規就農区分（法人化） | ⑤～⑩、⑭～⑯ |
| (4) 高度化区分 | ⑤～⑩、⑭～⑯ |
| (5) 流動化区分（新規就農者を除く） | ⑤～⑩、⑭～⑯ |
| (6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） | ⑤～⑩、⑭～⑯ |

【評価項目】

	審査内容	A		B		C	点
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5
⑤	認定農業（新規就農）者	認定農業（新規就農）者	20	見込まれる者	10	その他	5
⑥	簿記記帳の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時期的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	条件次第で達成可能	5	目標年度の達成は厳しい	0
⑪	予定品目	地域推進品目	10	地域内品目等	7	その他	5
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4

(削除)

○協議会としての意見（評価に対する補足説明）

以下を参考にご記入下さい。

- ・事業申請する背景や理由
- ・取り組み品目の地域での位置づけ（産地推進計画等）
- ・地域への波及効果
- ・申請者と地域協議会での確認事項
- ・申請者への営農フォローアップ体制（技術、経営指導や出荷販売体制等）
- ・その他（事業導入によって見込まれる成果等）

等

*課題がある者等については、関係機関が課題内容に応じた適切な指導に努めること。

(改正前)

別記

高知県園芸用ハウス整備事業採択基準

第1 基本方針

農業振興センター・市町村・農業協同組合等で構成する地域事業推進協議会は、事業実施計画・経営計画についての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。

第2 採択基準

1 審査方法

- ・農業振興センター所長は、地域事業推進協議会で確認された実施計画等を踏まえ、以下の基準により評価を行い、別に定める期日までに県に提出する。
- ・県は、提出された評価表を参考に、事業採択委員会にて採択の可否を決定する。

2 評価基準（報告評価表様式）

- | | |
|---|---------|
| (1) 研修区分 | ①～④、⑥⑦⑪ |
| (2) 新規就農区分（流動化区分を含む） | ⑤～⑬ |
| (3) 新規就農区分（法人化） | ⑤～⑩、⑭～⑯ |
| (4) 高度化区分 | ⑤～⑩、⑭～⑯ |
| (5) 流動化区分（新規就農者を除く） | ⑤～⑩、⑭～⑯ |
| (6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） | ⑤～⑩、⑭～⑯ |

【評価項目】

	審査内容	A		B		C	点
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5
⑤	認定農業（新規就農）者	認定農業（新規就農）者	20	見込まれる者	10	その他	5
⑥	簿記記帳の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時期的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	条件次第で達成可能	5	目標年度の達成は厳しい	0
⑪	予定品目	地域推進品目	10	地域内品目等	7	その他	5
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4

◎GAP取組状況

――研修区分を除く全ての区分で、受益者がGAPに取り組んでいること、または今後GAPに取り組む予定であることを確認する。今後取り組む場合は、関係機関が適切な支援を行うこととする。

○協議会としての意見（評価に対する補足説明）

以下を参考にご記入下さい。

- ・事業申請する背景や理由
- ・取り組み品目の地域での位置づけ（産地推進計画等）
- ・地域への波及効果
- ・申請者と地域協議会での確認事項
- ・申請者への営農フォローアップ体制（技術、経営指導や出荷販売体制等）
- ・その他（事業導入によって見込まれる成果等）

等

*課題がある者等については、関係機関が課題内容に応じた適切な指導に努めること。

(改正後)

高知県園芸用ハウス整備事業評価表（報告）

【 センター】

1. 事業概要

事業実施主体名：
受益者名：（調査番号：）
市町村名：

2. 事業評価

(1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑪ 合計 点
(2) 新規就農区分（流動化区分を含む） ⑤～⑬ 合計 点
(3) 新規就農区分（法人化） ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
(4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
(5) 流動化区分（新規就農者を除く） ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
(6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点

【評価項目】

	審査内容	A		B		C		点
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5	
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5	
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5	
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5	
⑤	認定農業（新規就農）者	認定農業（新規就農）者	20	見込まれる者	10	その他	5	
⑥	簿記記帳の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0	
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0	
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時期的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0	
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5	
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	条件次第で達成可能	5	目標年度の達成は厳しい	0	
⑪	予定品目	地域推進品目	10	地域内品目等	7	その他	5	
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0	
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0	
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2	
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4	
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4	

（削除）

3. 協議会としての意見（評価に対する補足説明）

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業評価表（報告）

【 センター】

1. 事業概要

事業実施主体名：
受益者名：（調査番号：）
市町村名：

2. 事業評価

(1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑪ 合計 点
(2) 新規就農区分（流動化区分を含む） ⑤～⑬ 合計 点
(3) 新規就農区分（法人化） ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
(4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
(5) 流動化区分（新規就農者を除く） ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点
(6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） ⑤～⑩、⑭～⑯ 合計 点

【評価項目】

	審査内容	A		B		C	点
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5
⑤	認定農業（新規就農）者	認定農業（新規就農）者	20	見込まれる者	10	その他	5
⑥	簿記記帳の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時期的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	条件次第で達成可能	5	目標年度の達成は厳しい	0
⑪	予定品目	地域推進品目	10	地域内品目等	7	その他	5
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4

3. GAP取組状況（（1）研修区分を除く全ての区分）

（ ）すでに取り組んでいる

（ ）今後取り組む

4. 協議会としての意見（評価に対する補足説明）

(改正後)

別記第 1－1 号様式（第 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日（入札予定日を記入すること。）
- 3 事業完了予定年月日（市町村の完了検査予定日を記入すること。）

4 確認事項

- （1）事業実施主体に県税の滞納がないことを確認しました。 ☐
- （2）受益者及び対象農地が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが
確実と見込まれる者であることを確認しました。 ☐

5 添付書類（事業区分に応じて必要な書類を添付すること。）

別表第 1 に定める事業区分

- （1）事業実施計画（別記第 1－4－1 号様式及び第 1－4－2 号様式）
- （2）収支予算書（別記第 1－5 号様式）
- （3）実施設計書又は値引きのある見積書
- （4）ハウス整備計画位置図

（削除）

- （5） 研修用ハウス運営・サポート計画書（別記第 1－9 号様式）（研修区分の場合）
- （6） 既存ハウスの面積等確認書（別記第 2 号様式）（研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合）
- （7） 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合）
- （8） 流動化要件確認書（別記第 6 号様式）（流動化区分の場合）
- （9） 法人の設立時期がわかる書類（定款等）（新規就農区分（法人化）の場合）
- （10） 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第 1－6 号様式）
- （11） 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第 1－7 号様式又は第 1－8 号様式）
- （12） 誓約書兼同意書（別記第 4 号様式）
- （13） 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）
- （14） 市町村の補助金の交付に関する規程（補助金交付要綱等）

(改正前)

別記第 1－1 号様式（第 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日（入札予定日を記入すること。）
- 3 事業完了予定年月日（市町村の完了検査予定日を記入すること。）

（追加）

4 添付書類（事業区分に応じて必要な書類を添付すること。）

別表第 1 に定める事業区分

- （1）事業実施計画（別記第 1－4－1 号様式及び第 1－4－2 号様式）
- （2）収支予算書（別記第 1－5 号様式）
- （3）実施設計書又は値引きのある見積書
- （4）ハウス整備計画位置図

~~＝（5）特認事業協議書（別記第 8 号様式）＝（提出を要する場合）＝~~

- （6） 研修用ハウス運営・サポート計画書（別記第 1－9 号様式）（研修区分の場合）
- （7） 既存ハウスの面積等確認書（別記第 2 号様式）（研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合）
- （8） 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合）
- （9） 流動化要件確認書（別記第 7 号様式）（流動化区分の場合）
- （10） 法人の設立時期がわかる書類（定款等）（新規就農区分（法人化）の場合）
- （11） 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第 1－6 号様式）
- （12） 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第 1－7 号様式又は第 1－8 号様式）
- （13） 誓約書兼同意書（別記第 5 号様式）
- （14） 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）
- （15） 市町村の補助金の交付に関する規程（補助金交付要綱等）

(改正後)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画（別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1－4－2号様式を併せて提出すること）
- (2) 収支予算書（別記第1－5号様式）
- (3) ハウス整備計画位置図
- (4) 市町村の補助金の交付に関する規程（補助金交付要綱等）
- (5) 園芸施設共済組合の損害評価書等（評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。）
- (6) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
- (8) 誓約書兼同意書（別記第4号様式）
- (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

（削除）

- (10) 既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
- (11) 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (12) 流動化要件確認書（別記第6号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (13) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1－6号様式）
- (14) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）

(改正前)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画（別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1－4－2号様式を併せて提出すること）
- (2) 収支予算書（別記第1－5号様式）
- (3) ハウス整備計画位置図
- (4) 市町村の補助金の交付に関する規程（補助金交付要綱等）
- (5) 園芸施設共済組合の損害評価書等（評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。）
- (6) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
- (8) 誓約書兼同意書（別記第5号様式）
- (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

(10) 特認事業協議書（別記第3号様式）（別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合）

- (11) 既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
- (12) 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (13) 流動化要件確認書（別記第7号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1－6号様式）
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）

(改正後)

第1－2号様式（第4条関係）

第
令和 年 月 日
号

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画承認申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日（入札予定日を記入すること。）
- 3 事業完了予定年月日（市町村の完了検査予定日を記入すること。）

4 確認事項

- （1）事業実施主体に県税の滞納がないことを確認しました。 ☐
- （2）受益者及び対象農地が地域計画のうち目標地区に位置づけられている又は位置づけられることが
確実と見込まれる者であることを確認しました。 ☐

5 添付書類（事業区分に応じて必要な書類を添付すること。）

- （1）事業実施計画（別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1－4－2号様式を併せて提出すること）
- （2）収支予算書（別記第1－5号様式）
- （3）ハウス整備計画位置図
- （4）市町村の補助金の交付に関する規程（補助金交付要綱等）
- （5）園芸施設共済組合の損害評価書等（評価書等が作成されていない場合は、交付申請、変更申請又は実績報告時に提出すること。）
- （6）実施設計書又は値引きのある見積書
- （7）被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
- （8）誓約書兼同意書（別記第4号様式）
- （9）事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

(削除)

- (10) 既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
- (11) 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (12) 流動化要件確認書（別記第6号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること

(改正前)

第1－2号様式（第4条関係）

第
令和 年 月 日
号

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画承認申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日（入札予定日を記入すること。）
- 3 事業完了予定年月日（市町村の完了検査予定日を記入すること。）

(追加)

4 添付書類（事業区分に応じて必要な書類を添付すること。）

- （1）事業実施計画（別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1－4－2号様式を併せて提出すること）
- （2）収支予算書（別記第1－5号様式）
- （3）ハウス整備計画位置図
- （4）市町村の補助金の交付に関する規程（補助金交付要綱等）
- （5）園芸施設共済組合の損害評価書等（評価書等が作成されていない場合は、交付申請、変更申請又は実績報告時に提出すること。）
- （6）実施設計書又は値引きのある見積書
- （7）被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
- （8）誓約書兼同意書（別記第5号様式）
- （9）事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

(10) 特認事業協議書（別記第3号様式）（別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合）

- (11) 既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
- (12) 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (13) 流動化要件確認書（別記第7号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること

(改正後)

- (13) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第１－６号様式）
- (14) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第１－７号様式又は第１－８号様式）

(改正前)

- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第１－６号様式）
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第１－７号様式又は第１－８号様式）

(改正後)

(削除)

(改正前)

第3号様式（第4条関係）

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高知県知事 _____ 様

市町村長 _____

特認事業協議書

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、実施計画の承認申請と併せて協議します。

記

1 特認事業の扱いが必要な理由及び事業効果

2 事業実施主体との合意までの経過及び内容

3 特認事業内容

事業 実施主体	事業区分	補助対象 限度額 千円/10a	負担割合			対象事業 調査 番号
			県	市町村	その他	

(改正後)

第4号様式 (第8条関係)

誓約書兼同意書

私は、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の消納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について当該補助金の交付申請先の市町村に提供すること並びに高知県園芸用ハウス整備事業に係る個人情報の取扱について高知県、市町村が一体となって農業施策に資することを目的として、高知県農業振興部の各課及び高知県、市町村との間で、必要に応じて情報を共有することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

गुण

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

高知県知事 様

住所

氏 名 (自署)

(改正前)

第5号様式 (第8条関係)

誓約書兼同意書

私は、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について当該補助金の交付申請先の市町村に提供すること並びに高知県園芸用ハウス整備事業に係る個人情報の取扱について高知県、市町村が一体となって農業施策に資することを目的として、高知県農業振興部の各課及び高知県、市町村との間で、必要に応じて情報を共有することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

高知県知事 様

住所

氏 名 (自署)

(改正後)

第5号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第8条第3号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(改正前)

第6号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第8条第3号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(改正後)

第6号様式

第
令和 年 月 日
号

高知県知事 様

市町村長

流動化要件確認書

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業流動化区分（調査番号 ）で申請したハウスで栽培する品目
につきましては、下記のとおり補助要件に該当します。

記

- 1 （ ）受益戸数が3戸以上
- 2 産地の基幹品目又は市町村が振興する品目
（ ）市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に位置付けられる品目
（ ）JAの産地振興計画に位置付けられる品目
（ ）市町村の農業振興計画に位置付けられる品目
（その他： ）
- 3 添付書類
1 または2の該当する各項目の根拠資料

(改正前)

第7号様式

第
令和 年 月 日
号

高知県知事 様

市町村長

流動化要件確認書

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業流動化区分（調査番号 ）で申請したハウスで栽培する品目
につきましては、下記のとおり補助要件に該当します。

記

- 1 （ ）受益戸数が3戸以上
- 2 産地の基幹品目又は市町村が振興する品目
（ ）市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に位置付けられる品目
（ ）JAの産地振興計画に位置付けられる品目
（ ）市町村の農業振興計画に位置付けられる品目
（その他： ）
- 3 添付書類
1 または2の該当する各項目の根拠資料

(改正後)

第8号様式 (第8条関係)

第 号
会和 年 月 日

高知県知事 榎

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金入札結果報告

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

五

調査番号		
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・競争見積	
入札執行年月日	令和 年 月 日	
入札立会者の所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数		
落札業者名(契約業者名)		
契約価格（税込）		
契約年月日		
着工年月日		
竣工予定年月日		

(注) 1. 記入方法

- ・「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
- ・「施工業者選定方法」が競争見積の場合は、「入札」を「競争見積」と読み換える。
- ・事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

2. 添付資料

- ・複数のハウスを一括入札した場合は、ハウス毎の契約価額がわかるものを添付すること。
- ・補助金額の算定のため、契約価格の内訳を確認する必要がある場合は、それがわかるものを添付すること（時間を要する場合は別途提出すること）。

(改正前)

第9号様式（第8条関係）

第 会和 年 月

高知県知事 杉本 博之

市町村別

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金入札結果報告書

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

erita

調査番号		
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・競争見積	
入札執行年月日	令和 年 月 日	
入札立会者の所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数		
落札業者名（契約業者名）		
契約価格（税込）		
契約年月日		
着工年月日		
竣工予定年月日		

(注) 1. 記入方法

- ・「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投られた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
- ・「施工業者選定方法」が競争見積の場合は、「入札」を「競争見積」と読み換える。
- ・事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

2. 添付資料

- ・複数のハウスを一括入札した場合は、ハウス毎の契約価額がわかるものを添付すること。
- ・補助金額の算定のため、契約価格の内訳を確認する必要がある場合は、それがわかるものを添付すること（時間を要する場合は別途提出すること）。

(改正後)

第9ー1号様式（第9条関係）

第
令和
年
月
日

高知県知事
様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実施計画の変更承認及び補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容（追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入）

4 確認事項（追加申請の場合のみ）

- （1）事業実施主体に県税の滞納がないことを確認しました。 ☐
- （2）受益者及び対象農地が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが
確実と見込まれる者であることを確認しました。 ☐

5 添付書類

別表第1に定める事業区分

- （1）事業変更実施計画（別記第1ー4ー1号様式及び第1ー4ー2号様式）
- （2）収支予算書（別記第1ー5号様式）
- （3）工事請負契約書の写し（入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。）
- （4）（変更）実施設計書又は値引きのある見積書
（追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。）
- （注）追加申請を行う場合は、次のうち事業区分に応じて必要な書類を添付すること。
- （5）ハウス整備計画位置図

（削除）

- （6）研修用ハウス運営・サポート計画書（別記第1ー9号様式）（研修区分の場合）
- （7）既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合）
- （8）流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合）
- （~~9~~）流動化要件確認書（別記第~~6~~号様式）（流動化区分の場合）
- （10）法人の設立時期がわかる書類（定款等）（新規就農区分（法人化）の場合）
- （11）園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1ー6号様式）

(改正前)

第10ー1号様式（第9条関係）

第
令和
年
月
日

高知県知事
様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実施計画の変更承認及び補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容（追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入）

（追加）

4 添付書類

別表第1に定める事業区分

- （1）事業変更実施計画（別記第1ー4ー1号様式及び第1ー4ー2号様式）
- （2）収支予算書（別記第1ー5号様式）
- （3）工事請負契約書の写し（入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。）
- （4）（変更）実施設計書又は値引きのある見積書
（追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。）
- （注）追加申請を行う場合は、次のうち事業区分に応じて必要な書類を添付すること。
- （5）ハウス整備計画位置図
- （6）特認事業協議書（別記第3号様式）（提出を要する場合）
- （7）研修用ハウス運営・サポート計画書（別記第1ー9号様式）（研修区分の場合）
- （8）既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合）
- （9）流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合）
- （10）流動化要件確認書（別記第~~7~~号様式）（流動化区分の場合）
- （11）法人の設立時期がわかる書類（定款等）（新規就農区分（法人化）の場合）
- （12）園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1ー6号様式）

(改正後)

- (12) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）
(13) 誓約書兼同意書（別記第4号様式）
(14) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案（未提出の場合）
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画（別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1－4－2号様式を併せて提出すること）
(2) 収支予算書（別記第1－5号様式）
(3) 工事請負契約書の写し（入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。）
(4) （変更）実施設計書又は値引きのある見積書
（追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。）
(5) ハウス整備計画位置図
(6) 園芸施設共済組合の損害評価書等
（評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。）
(7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
(8) 誓約書兼同意書（別記第4号様式）
(9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案（未提出の場合）
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

(削除)

- (10) 既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
(11) 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
(12) 流動化要件確認書（別記第6号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
(注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
(13) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1－6号様式）
(14) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）

(改正前)

- (13) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）
(14) 誓約書兼同意書（別記第5号様式）
(15) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案（未提出の場合）
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画（別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1－4－2号様式を併せて提出すること）
(2) 収支予算書（別記第1－5号様式）
(3) 工事請負契約書の写し（入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。）
(4) （変更）実施設計書又は値引きのある見積書
（追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。）
(5) ハウス整備計画位置図
(6) 園芸施設共済組合の損害評価書等
（評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。）
(7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
(8) 誓約書兼同意書（別記第5号様式）
(9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案（未提出の場合）
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

(10) 特認事業協議書（別記第3号様式）（別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合）

- (11) 既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
(12) 流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
(13) 流動化要件確認書（別記第7号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
(注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
(14) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1－6号様式）
(15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）

(改正後)

第9ー2号様式（第9条関係）

第
令和 年 月 日
号

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で承認（又は変更承認）通知がありました事業実施計画について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その変更承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入）

3 確認事項（追加申請の場合のみ）

- （1）事業実施主体に県税の滞納がないことを確認しました。 □
- （2）受益者及び対象農地が地域計画のうち目標地区に位置づけられている又は位置づけられることが
確実と見込まれる者であることを確認しました。 □

4 添付書類

- （1）事業変更実施計画（別記第1ー4ー3号様式及び第1ー4ー4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1ー4ー2号様式を併せて提出すること）
- （2）収支予算書（別記第1ー5号様式）
- （3）工事請負契約書の写し（入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。）
- （4）（変更）実施設計書又は値引きのある見積書
（追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。）
- （注）追加申請を行う場合は、以下の書類を添付すること。
- （5）ハウス整備計画位置図
- （6）園芸施設共済組合の損害評価書等
（評価書等が作成されていない場合は、変更交付申請又は実績報告時に提出すること。）
- （7）被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
- （8）誓約書兼同意書（別記第4号様式）
- （9）事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案（未提出の場合）
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

（削除）

- （10）既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
- （11）流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- （12）流動化要件確認書（別記第6号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- （注）被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用

(改正前)

第10ー2号様式（第9条関係）

第
令和 年 月 日
号

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で承認（又は変更承認）通知がありました事業実施計画について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その変更承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入）

（追加）

3 添付書類

- （1）事業変更実施計画（別記第1ー4ー3号様式及び第1ー4ー4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1ー4ー2号様式を併せて提出すること）
- （2）収支予算書（別記第1ー5号様式）
- （3）工事請負契約書の写し（入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。）
- （4）（変更）実施設計書又は値引きのある見積書
（追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。）
- （注）追加申請を行う場合は、以下の書類を添付すること。
- （5）ハウス整備計画位置図
- （6）園芸施設共済組合の損害評価書等
（評価書等が作成されていない場合は、変更交付申請又は実績報告時に提出すること。）
- （7）被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの（固定資産台帳等）
- （8）誓約書兼同意書（別記第5号様式）
- （9）事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案（未提出の場合）
（ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。）

（10）特認事業協議書（別記第3号様式）（別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合）

- （11）既存ハウスの面積等確認書（別記第2号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合）
- （12）流動化を明らかにする書類（売買契約書、賃貸契約書等）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- （13）流動化要件確認書（別記第7号様式）（他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合）
- （注）被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用

(改正後)

する場合は次の資料も合わせて提出すること

- (13) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1－6号様式）
- (14) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）

(改正前)

する場合は次の資料も合わせて提出すること

- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画（別記第1－6号様式）
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表（別記第1－7号様式又は第1－8号様式）

(改正後)

第9-3号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について下記のとおり変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

(改正前)

第10-3号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について下記のとおり変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

(改正後)

第10－1号様式（第10条関係）

第
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました
事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第10条第1
項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日（市町村の完了検査日）

3 添付書類

- （1）事業実施報告（別表第1に定める事業区分の場合は別記第10－2－1号様式及び第10－2－2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第10－2－3号様式及び第10－2－4号様式）
（2）ハウス整備計画位置図
（3）収支決算書（別記第10－3号様式）
（注）以下は、概算払請求書添付で提出済みの場合は必要ない。
（4）市町村の補助金検査調査兼確定書（写し）
（5）工事請負契約書（写し）
（6）出来高設計書（耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。）
（7）写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）
（8）法人の設立時期がわかる書類（定款等）（新規就農区分（法人化）の場合）
（9）財産管理台帳（別記第7号様式）
（削除）

(改正前)

第11－1号様式（第10条関係）

第
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました
事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第10条第1
項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日（市町村の完了検査日）

3 添付書類

- （1）事業実施報告（別表第1に定める事業区分の場合は別記第11－2－1号様式及び第11－2－2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第11－2－3号様式及び第11－2－4号様式）
（2）ハウス整備計画位置図
（3）収支決算書（別記第11－3号様式）
（注）以下は、概算払請求書添付で提出済みの場合は必要ない。
（4）市町村の補助金検査調査兼確定書（写し）
（5）工事請負契約書（写し）
（6）出来高設計書（耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。）
（7）写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）
（8）法人の設立時期がわかる書類（定款等）（新規就農区分（法人化）の場合）
（9）財産管理台帳（別記第8号様式）
（10）ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料（GAP点検シート等）

なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。

(改正後)

第10-3号様式

収支決算書

(1) 収入の部

区分	市町村予算額	事業費決算額
県補助金	円	円
市町村費	円	円
計	円	円

(2) 支出の部

区分	市町村予算額	事業費決算額
園芸用ハウス整備事業費	円	円
計	円	円

(改正前)

第11-3号様式

収支決算書

(1) 収入の部

区分	市町村予算額	事業費決算額
県補助金	円	円
市町村費	円	円
計	円	円

(2) 支出の部

区分	市町村予算額	事業費決算額
園芸用ハウス整備事業費	円	円
計	円	円

(改正後)

第11号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の額の確定額		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(改正前)

第12号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の額の確定額		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(改正後)

第12号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金を概算交付されますよう、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業（変更）実施計画書
（別表第1に定める事業区分の場合は別記第1－4－1号様式及び第1－4－2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第2に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の交付の決定を受けている場合は別記第1－4－2号様式、第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式を提出すること。）
- (2) ハウス整備計画位置図
- (3) 市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
- (4) 工事請負契約書（写し）
- (5) 完了した部分の出来高設計書
- (6) 完了した部分の写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）

(改正前)

第13号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金を概算交付されますよう、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業（変更）実施計画書
（別表第1に定める事業区分の場合は別記第1－4－1号様式及び第1－4－2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式。なお、別表第2に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の交付の決定を受けている場合は別記第1－4－2号様式、第1－4－3号様式及び第1－4－4号様式を提出すること。）
- (2) ハウス整備計画位置図
- (3) 市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
- (4) 工事請負契約書（写し）
- (5) 完了した部分の出来高設計書
- (6) 完了した部分の写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）

(改正後)

第13-1号様式（第12条関係）

第 令和 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金に係る補助事業の繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により繰越の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 1のうち繰越を必要とする額 円

3 繰越理由

4 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

繰越計算書（別表第1に定める事業区分の場合は別記第13-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第13-3号様式。ただし、別表第2に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の交付の決定を受けている場合は別記第13-3号様式を用いること。）

（注）繰越理由は調書番号毎に記載して下さい。

(改正前)

第14-1号様式（第12条関係）

第 令和 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金に係る補助事業の繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により繰越の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 1のうち繰越を必要とする額 円

3 繰越理由

4 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

繰越計算書（別表第1に定める事業区分の場合は別記第14-2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第14-3号様式。ただし、別表第2に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の交付の決定を受けている場合は別記第14-3号様式を用いること。）

（注）繰越理由は調書番号毎に記載して下さい。

(改正後)

第14号様式（第12条関係）

第
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、令和 年度の事業を完了しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

1 補助事業の成果

2 添付書類

- （1）事業実施報告（別表第1に定める事業区分の場合は別記第10－2－1号様式及び第10－2－2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第10－2－3号様式及び第10－2－4号様式）
- （2）ハウス整備位置図
- （3）収支決算書（別記第10－3号様式）
- （4）市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
- （5）工事請負契約書（写し）
- （6）出来高設計書（耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。）
- （7）写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）

(改正前)

第15号様式（第12条関係）

第
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、令和 年度の事業を完了しましたので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

1 補助事業の成果

2 添付書類

- （1）事業実施報告（別表第1に定める事業区分の場合は別記第11－2－1号様式及び第11－2－2号様式、別表第2に定める事業区分の場合は別記第11－2－3号様式及び第11－2－4号様式）
- （2）ハウス整備位置図
- （3）収支決算書（別記第11－3号様式）
- （4）市町村の補助金検査調書兼確定書（写し）
- （5）工事請負契約書（写し）
- （6）出来高設計書（耐風速35m/秒以上の高強度ハウスは、構造計算書又は証明書を添付すること。）
- （7）写真（施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添付すること。また、施工後のハウス内の環境を測定・制御する機器の写真を添付すること。）

(改正後)

第15号様式（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 横山 武雄

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業の利用契約について

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり利用契約書を提出します。

記

1 利用契約者

調書 番号	契約日	利 用 契 約 者	
		氏 名	住 所

2 添付書類

(1) ハウス利用契約書 (写)

(2) 利用料金計算書 (写)

(改正前)

第16号様式 (第13条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業の利用契約について

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり利用契約書を提出します。

記

1 利用契約者

調書 番号	契約日	利 用 契 約 者	
		氏 名	住 所

2 添付書類

(1) ハウス利用契約書 (写)

(2) 利用料金計算書 (写)

(改正後)

第18号様式 (第14条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 横山 正三

市町村長

高知県園芸用ハウス整備事業の利用内容の変更について

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり利用内容を変更しましたので報告します。

記

- 1 対象事業
事業実施年度
事業実施主体
事業量及び作目
利用者（住所及び氏名）

2 變更年月日

3 變更理由

4 変更内容

- 5 添付書類
- (1) 実績報告時の事業実施報告書
- (2) ハウス利用契約書(写し) (契約内容に変更があった場合: 変更前及び変更後)
- (3) その他参考資料

(改正前)

第19号様式 (第14条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県園芸用ハウス整備事業の利用内容の変更について

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり利用内容を変更しましたので報告します。

1112

- 1 対象事業
事業実施年度
事業実施主体
事業量及び作目
利用者（住所及び氏名）

2 變更年月日

3 變更理由

4 変更内容

- 5 添付書類
- (1) 実績報告時の事業実施報告書
 - (2) ハウス利用契約書（写し）（契約内容に変更があった場合：変更前及び変更後）
 - (3) その他参考資料

(改正後)

第19号様式（第15条関係）

第
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

ハウスの災害報告について

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業により取得したハウスが
により被災しましたので報告
します。

記

- 1 被災施設の概要
- (1) 施設の所在地（番地まで記入）
- (2) 事業実施主体、受益者名
- (3) ハウス構造、棟数、附帯施設及び面積（㎡）
- (4) 事業費
- 総事業費

うち県補助金

うち市町村補助金

その他

円

円

円

円
- (5) 施設の取得（完成）年月日
- 2 被災の概要
- (1) 被災の原因（詳細を記入してください。）
- (2) 被災施設の程度（詳細を記入してください。）
- 3 被災施設の復旧計画等
- (1) 応急措置（詳細を記入してください。）
- (2) 復旧計画（詳細を記入してください。）
- (3) 復旧時期 令和 年 月から令和 年 月まで

4 添付資料（被災状況写真）

(改正前)

第20号様式（第15条関係）

第
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

ハウスの災害報告について

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業により取得したハウスが
により被災しましたので報告
します。

記

- 1 被災施設の概要
- (1) 施設の所在地（番地まで記入）
- (2) 事業実施主体、受益者名
- (3) ハウス構造、棟数、附帯施設及び面積（㎡）
- (4) 事業費
- 総事業費

うち県補助金

うち市町村補助金

その他

円

円

円

円
- (5) 施設の取得（完成）年月日
- 2 被災の概要
- (1) 被災の原因（詳細を記入してください。）
- (2) 被災施設の程度（詳細を記入してください。）
- 3 被災施設の復旧計画等
- (1) 応急措置（詳細を記入してください。）
- (2) 復旧計画（詳細を記入してください。）
- (3) 復旧時期 令和 年 月から令和 年 月まで

4 添付資料（被災状況写真）

第1－4－1号様式

事業（変更）実施計画

事業 区分	事業 実施 主体	調査 番号	実施地区 及び 受益者名	対象作物名	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		津波浸水の有無		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費 円	事業費の負担区分				工事期間	
						うち補助対象	発生頻度の 高い地震 (L1) 発生時	最大規模の 地震 (L2) 発生時	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	県		市町村		その他 円	着工(予定) 年月日	竣工予定 年月日	
													負担率		円	負担率				円
						㎡ 削除	㎡ 削除													
						㎡ 削除	㎡ 削除													
						㎡ 削除	㎡ 削除													
						㎡ 削除	㎡ 削除													
						㎡ 削除	㎡ 削除													
合 計						㎡ 削除	㎡ 削除													

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 削除 を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第1－4－1号様式に記入してください。

- ・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
- ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
- ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
- ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第1－4－1号様式

事業（変更）実施計画

事業 区分	事業 実施 主体	調査 番号	実施地区 及び 受益者名	対象作物名	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		津波浸水の有無		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費 円	事業費の負担区分				工事期間	
						うち補助対象	発生頻度の 高い地震 (L1) 発生時	最大規模の 地震 (L2) 発生時	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	県		市町村	その他	着工(予定) 年月日	竣工予定 年月日		
																			負担率	円
						なし 基	なし 基													
						なし 基	なし 基													
						なし 基	なし 基													
						なし 基	なし 基													
						なし 基	なし 基													
合 計						なし 基	なし 基													

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第1－4－1号様式に記入してください。

- ・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
- ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
- ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
- ・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第1-4-2号様式

事業（変更）実施計画（調査票）

調査番号：	事業実施主体：	実施地区：	受益者名：	対象作物名：
-------	---------	-------	-------	--------

事業区分	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分				
		うち補助対象	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	事業費の負担区分					
									県	市町村	その他			
										負担率	円	負担率	円	円
	高温対策設備													
	養液栽培設備	m ²	m ²											
	循環式殺菌処理装置													
	中長期展張フィルム													
削除														
小	計	m ² 削除	m ² 削除											

(注) ・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。

・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。

・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。

・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第1-4-2号様式

事業（変更）実施計画（調査票）

調査番号：	事業実施主体：	実施地区：	受益者名：	対象作物名：
-------	---------	-------	-------	--------

事業区分	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分				
		うち補助対象	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	事業費の負担区分					
									県	市町村	その他			
										負担率	円	負担率	円	円
	重油代替暖房機													
	養液栽培設備	m ²	m ²											
	循環式殺菌処理装置													
	中長期展張フィルム													
	流出防止装置付 燃料タンク	基	基											
小	計	m ² 基	m ² 基											

(注) ・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。

・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。

・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。

・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

(改正後)

新田対策費

第1－4－3号様式
事業（変更）実施計画

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	被災ハウス			復旧ハウス			事業費（円）		補助対象限度額（B）		A又はBのいずれか小さい額（C）	受取共済金（D）	補助対象事業費（C－D）	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分				工事期間			
					ハウス種別及び 附帯施設	被災前の面積 （小数点以下切り捨て）	ハウス本体の 共済損害割合（％）	ハウス種別及び 附帯施設	面積 （小数点以下切り捨て）	事業量 （小数点以下切り捨て）	（総事業費） （事業費） （消費税）	うち補助対象 （A）	基礎限度額 （千円）	円					円	円	円	県	市町村	その他	職工（予定） 年月日	竣工予定 年月日
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																
合 計									㎡	㎡ 削減																

（注） ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 削減 を整備する場合は、第1－4－4号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第1－4－3号様式に記入してください。
ただし、別表第1に定める区分を併用している場合でハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 削減 を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その小計欄の数字を第1－4－3号様式に記入して下さい。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・事業量：ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。
ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
・ハウス本体の補助対象限度額：基礎限度額×事業量（「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入してください。

(改正前)

第1－4－3号様式
事業（変更）実施計画

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	被災ハウス			復旧ハウス			事業費（円）		補助対象限度額（B）		A又はBのいずれか小さい額（C）	受取共済金（D）	補助対象事業費（C－D）	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分				工事期間						
					ハウス種別及び 附帯施設	被災前の面積 （小数点以下切り捨て）	ハウスの本体の 非済損害割合（％）	ハウス種別及び 附帯施設	面積 （小数点以下切り捨て）	事業量 （小数点以下切り捨て）	（総事業費） （事業費） （消費税）	うち補助対象 （A）	基礎限度額 （千円）	円					円	円	円	県	円	市町村	円	その他	円	着工（予定） 年月日	竣工予定 年月日
						㎡	％		㎡	㎡	法																		
						㎡	％		㎡	㎡	法																		
						㎡	％		㎡	㎡	法																		
						㎡	％		㎡	㎡	法																		
						㎡	％		㎡	㎡	法																		
合 計										㎡	㎡	法																	

（注） ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 又は燃料タンク を整備する場合は、第1－4－4号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第1－4－3号様式に記入してください。
ただし、別表第1に定める区分を併用している場合でハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 又は燃料タンク を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その小計欄の数字を第1－4－3号様式に記入して下さい。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・事業量：ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。
ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
・ハウス本体の補助対象限度額：基礎限度額×事業量（「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入してください。

財 産 管 理 台 帳

市町村名						補助事業名							
事業実施年度		令和 年度				補助金名							
事 業 の 内 容				竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			処分制限期間		処分の状況		概要
事業実施 主体	工種構造施 設区分	施行場所 又は 設置場所	事業量			県 費	市町村費	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					円	円	円	円					
合 計													

(注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し、廃棄等を別に記入してください。
3 「概要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入してください。
4 この書式により難い場合は、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができます。

削除

財 産 管 理 台 帳

市町村名						補助事業名							
事業実施年度		令和 年度				補助金名							
事 業 の 内 容				竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			処分制限期間		処分の状況		概要
事業実施 主体	工種構造施 設区分	施行場所 又は 設置場所	事業量			県 費	市町村費	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					円	円	円	円					
合 計													

(注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し、廃棄等を別に記入してください。
3 「概要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入してください。
4 この書式により難い場合は、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができます。
5 流出防止装置付き燃料タンク及び防油堤を整備する場合は、市町村火災予防条例に基づく消防長への届出状況を概要欄に記載してください。

第10-2-1号様式

事業実施報告

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	ハウス種別及び附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		津波浸水の有無		事業費 (円)		補助対象限度額	補助対象事業費	事業費の負担区分			工事期間	
						うち補助対象	発生頻度の高い地震 (L1) 発生時	最大規模の地震 (L2) 発生時	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	円	県	市町村	その他	着工年月日	竣工年月日
						㎡ 創設	㎡ 創設											
						㎡ 創設	㎡ 創設											
						㎡ 創設	㎡ 創設											
						㎡ 創設	㎡ 創設											
						㎡ 創設	㎡ 創設											
合 計						㎡ 創設	㎡ 創設											

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 創設 を整備する場合は、第10-2-2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第10-2-2-1号様式に記入してください。
・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

(改正前)

第11-2-1号様式

事業実施報告

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	ハウス種別及び附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		津波浸水の有無		事業費 (円)		補助対象限度額	補助対象事業費	事業費の負担区分			工事期間		
						うち補助対象	発生頻度の高い地震 (L1) 発生時	最大規模の地震 (L2) 発生時	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	円	県		市町村	その他	着工 年月日	竣工 年月日
														負担率	円	負担率	円		
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
合 計						㎡ 基	㎡ 基												

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 又は燃料タンク を整備する場合は、第11-2-2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第11-2号様式に記入してください。
・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第10－2－2号様式

事業実施報告（調書個票）

調書番号：		事業実施主体：		実施地区：		受益者名：		対象作物名：						
事業区分	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分				
		うち補助対象		(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	県		市町村		その他
										負担率	円	負担率	円	
	高温対策設備													
	養液栽培設備	㎡	㎡											
	循環式殺菌処理装置													
	中長期展張フィルム													
削除														
小	計	㎡ 削除	㎡ 削除											

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 **削除** を整備する場合は、第10－2－2号様式を作成してください。
・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第11－2－2号様式

事業実施報告（調書個票）

調書番号：		事業実施主体：		実施地区：		受益者名：		対象作物名：						
事業区分	ハウス種別 及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費（円）		補助対象限度額		補助対象事業費		事業費の負担区分				
		うち補助対象		(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円	設備ごと	円	県		市町村		その他
										負担率	円	負担率	円	
	重油代替暖房機													
	養液栽培設備	㎡	㎡											
	循環式殺菌処理装置													
	中長期展張フィルム													
	流出防止装置付 燃料タンク													
		基	基											
小	計	㎡ 基	㎡ 基											

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 **又は燃料タンク** を整備する場合は、第11－2－2号様式を作成してください。
・受益者毎に1枚記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第10－2－3号様式

事業実施報告

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	被災ハウス			復旧ハウス			事業費（円）		補助対象限度額（B）		A又はBのいずれか小さい額（C）	受取共済金（D）	補助対象事業費（C－D）	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分					工事期間			
					ハウスの種別及び 附属施設	被災前の面積 （小数点以下切り捨て）	ハウスの本体の共済損害割合（％）	ハウスの種別及び 附属施設	面積 （小数点以下切り捨て）	事業量 （小数点以下切り捨て）	（総事業費） （事業費） （消費税）	うち補助対象 （A）	基礎限度額 （千円）	円					円	円	円	県	市町村		その他 円	着工 年月日	竣工 年月日
																							負担率 円	負担率 円			
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																	
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																	
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																	
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																	
						㎡	％		㎡	㎡ 削減																	
合 計									㎡	㎡ 削減																	

（注） ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 削減 を整備する場合は、第10－2－4号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第10－2－3号様式に記入してください。
ただし、別表第1に定める区分を併用している場合でハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 削減 を整備する場合は、第10－2－2号様式を作成し、その小計欄の数字を第10－2－3号様式に記入して下さい。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・事業量：ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。
ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
・ハウス本体の補助対象限度額：基礎限度額×事業量（「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入してください。

第11－2－3号様式

事業実施報告

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	被災ハウス			復旧ハウス			事業費（円）		補助対象限度額（B）	A又はBのいずれか小さい額（C）	受取共済金（D）	補助対象事業費（C－D）	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分				工事期間					
					ハウス種別及び 附帯施設	被災前の面積 （小数点以下切り捨て）	ハウス本体の非済損害割合（%）	ハウス種別及び 附帯施設	面積 （小数点以下切り捨て）	事業量 （小数点以下切り捨て）	（総事業費） （事業費） （消費税）	うち補助対象 （A）	基礎限度額 （千円）					円	円	円	円	円	県 負担率 円	市町村 負担率 円	その他 円	着工 年月日	竣工 年月日
						㎡	%		㎡	㎡ 正																	
						㎡	%		㎡	㎡ 正																	
						㎡	%		㎡	㎡ 正																	
						㎡	%		㎡	㎡ 正																	
						㎡	%		㎡	㎡ 正																	
合 計										㎡	㎡ 正																

（注） ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 又は燃料タンクを整備する場合は、第11－2－4号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第11－2－3号様式に記入してください。
ただし、別表第1に定める区分を併用している場合でハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 又は燃料タンクを整備する場合は、第11－2－2号様式を作成し、その小計欄の数字を第11－2－3号様式に記入して下さい。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段（事業量等の値は色つきの部分）に括弧書きしてください（変更のない箇所の括弧書きは不要です。）。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・事業量：ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。
ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
・ハウス本体の補助対象限度額：基礎限度額×事業量（「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入してください。

第13-2号様式

繰越計算書

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	ハウス種別及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費(円)		補助対象限度額		補助対象事業費 円	事業費の負担区分					工事期間	
						うち補助対象	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円		円	県		市町村		その他 円	着工(予定) 年月日	竣工予定 年月日
													負担率	繰越額 円	負担率	円			
						㎡ 削除	㎡ 削除												
						㎡ 削除	㎡ 削除												
						㎡ 削除	㎡ 削除												
						㎡ 削除	㎡ 削除												
						㎡ 削除	㎡ 削除												
合 計						㎡ 削除	㎡ 削除												

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 **削除** を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第13－2号様式に記入してください。
・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第14-2号様式

繰越計算書

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	ハウス種別及び 附帯施設	事業量 (小数点以下切り捨て)		事業費(円)		補助対象限度額		補助対象事業費 円	事業費の負担区分					工事期間	
						うち補助対象	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象	基礎限度額 (千円)	円		円	県		市町村		その他 円	着工(予定) 年月日	竣工予定 年月日
													負担率	繰越額 円	負担率	円			
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
						㎡ 基	㎡ 基												
合 計						㎡ 基	㎡ 基												

(注) ・ハウス本体以外に補助対象限度額上乘せ対象の附帯施設 **又は燃料タンク** を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第14－2号様式に記入してください。
・受益者毎にまとめて記入してください。新規就農と高度化など、2つ以上の区分を同時に活用する場合は、枠を追加して記入してください。
・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
・「事業量」及び「事業費」の「うち補助対象」の欄には、補助対象外（機械室、育苗スペース、中間管理室等）に係る事業量及び事業費を差し引いて記入してください。

第13－3号様式
繰越計算書（災害復旧）

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区 及び 受益者名	対象 作物名	被災ハウス			復旧ハウス			事業費（円）		補助対象限度額 （B）		A又はBの いずれか小さい額 （C）	受取共済金 （D）	補助対象事業費 （C－D）	農地利用 効率化等 支援交付 金活用 の有無	事業費の負担区分					工事期間				
					ハウス種別 及び 附帯施設	被災前の 面積 （小数点以下 切り捨て）	ハウス本体 の共済損害 割合（％）	ハウス種別 及び 附帯施設	面積 （小数点以下 切り捨て）	事業量 （小数点以下 切り捨て）	（総事業費） （事業費） （消費税）	うち補助対象 （A）	基礎限度額 （千円）	円					円	円	円	県		市町村		その他 円	着工（予定） 年月日	竣工予定 年月日
																						負担率	繰越額 円	負担率	円			
					㎡	％		㎡	㎡ 削減																			
					㎡	％		㎡	㎡ 削減																			
					㎡	％		㎡	㎡ 削減																			
					㎡	％		㎡	㎡ 削減																			
					㎡	％		㎡	㎡ 削減																			
合 計								㎡	㎡ 削減																			

（注） ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 別添 を整備する場合は、第1－4－4号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第13－3号様式に記入してください。
ただし、別表第1に定める区分を併用している場合でハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 別添 を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その小計欄の数字を第13－3号様式に記入して下さい。
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 ・事業量：ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載してください。
ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
 ・ハウス本体の補助対象限度額：基礎限度額×事業量（「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
 ・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入してください。

第14－3号様式
繰越計算書（災害復旧）

事業区分	事業実施主体	調査番号	実施地区及び受益者名	対象作物名	被災ハウス			復旧ハウス			事業費（円）		補助対象限度額（B）		A又はBのいずれか小さい額（C）	受取共済金（D）	補助対象事業費（C－D）	農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分				工事期間				
					ハウス種別及び 附帯施設	被災前の面積 （小数点以下切り捨て）	ハウス本体の共済損害割合（％）	ハウス種別及び 附帯施設	面積 （小数点以下切り捨て）	事業量 （小数点以下切り捨て）	（総事業費） （事業費） （消費税）	うち補助対象（A）	基礎限度額（千円）	円					円	円	円	県		市町村	その他	職工（予定） 年月日	竣工予定 年月日
																						負担率	繰越額 円				
						㎡	％		㎡	㎡ △50																	
						㎡	％		㎡	㎡ △50																	
						㎡	％		㎡	㎡ △50																	
						㎡	％		㎡	㎡ △50																	
						㎡	％		㎡	㎡ △50																	
合 計									㎡	㎡ △50																	

（注） ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 又は燃料タンク を整備する場合は、第1－4－4号様式を作成し、その「小計」欄の数字を第14－3号様式に記入してください。
ただし、別表第1に定める区分を併用している場合でハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設 又は燃料タンク を整備する場合は、第1－4－2号様式を作成し、その小計欄の数字を第14－3号様式に記入して下さい。
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。
 ・事業量：ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載してください。
ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。
 ・ハウス本体の補助対象限度額：基礎限度額×事業量（「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
 ・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入してください。

第

令和

年

月

日

号

高知県知事

様

市町村長

令和

年度高知県園芸用ハウス整備事業利用状況報告書

このことについては、下記のとおりです。

記

1 調査期間 令和 年 1月 1日 ～ 令和 年 12月 31日 （法人の場合は当該法人の会計期間）

2 利用状況

事業実施主体	設置 年度	調査 番号	実施地区	事業区分	利用者氏名	栽培作物	事業活用ハウスの成果の概要			輸出実績 (輸出拡大区分のみ)		雇用状況(人)		簿記記帳 の状況	園芸施設共済 への加入状況	備考 (営農上の問題点等)
							整備面積 (a)	販売量 (kg・本)	販売額 (円)	現在の 輸出割合 (%)	申請時の 輸出割合 (%)	常時	臨時			
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		

*事業で設置したハウスのみ販売量が不明な場合は、受益農家の経営すべての状況を記入し、その旨を備考欄に記載すること

*輸出割合＝輸出量／生産量

3 添付書類

- (1) 園芸施設共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写し
- (2) 決算書類(損益計算書(1枚目)又は収支内訳書)の写し(ただし、別表第2に掲げる区分を活用した場合については決算書類等の添付を必要としない)
- (3) ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料(GAP点検シート等)

なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。

第

令和

年

月

日

号

高知県知事

様

市町村長

令和

年度高知県園芸用ハウス整備事業利用状況報告書

このことについては、下記のとおりです。

記

1 調査期間 令和 年 1月 1日 ～ 令和 年 12月 31日 （法人の場合は当該法人の会計期間）

2 利用状況

事業実施主体	設置 年度	調査 番号	実施地区	事業区分	利用者氏名	栽培作物	事業活用ハウスの成果の概要			輸出実績 (輸出拡大区分のみ)		雇用状況(人)		簿記記帳 の状況	園芸施設共済 への加入状況	備考 (営農上の問題点等)
							整備面積 (a)	販売量 (kg・本)	販売額 (円)	現在の 輸出割合 (%)	申請時の 輸出割合 (%)	常時	臨時			
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		
														単式・複式		

*事業で設置したハウスのみ販売量が不明な場合は、受益農家の経営すべての状況を記入し、その旨を備考欄に記載すること

*輸出割合＝輸出量／生産量

3 添付書類

- (1) 園芸施設共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写し
- (2) 決算書類(損益計算書(1枚目)又は収支内訳書)の写し(ただし、別表第2に掲げる区分を活用した場合については決算書類等の添付を必要としない)
- (3) ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料(GAP点検シート等)

なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。

市町村長

このことについては、下記のとおりです。

記

- #### 4 利用状況

[illegible]

(2) ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料(GAP点検シート等)

なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。

(改正前)

第 号
令和 年 月 日

市町村長

このことについては、下記のとおりです。

記

- #### 4 利用状況

[illegible]

(2) ガイドライン準拠GAPの実施状況が確認できる資料(GAP点検シート等)

なお、事業実施主体が団体の場合は、ガイドライン準拠以上のGAP点検シートの様式及びGAPに取り組んだことを確認した一覧表の提出を持って点検シート等の写しに代えることができるものとする。